

農林漁業者の皆様へ
環境にやさしい農業に取り組んで



いばらきみどり認定

を受けましょう！

みどりの食料システム法の認定制度が
茨城県でもスタートしました！

みどりの食料システム法とは

みどりの食料システム法は、食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立を目指す「みどりの食料システム戦略」の実現に向けた法制度で令和4年に制定・施行されました。

みどり認定は、この法律に基づいて、環境負荷低減に向けた生産者や地域の取り組みを支援・促進するための認定制度です。

認定を受けるメリットは

- 設備投資の際の税制優遇が受けられます。
- さまざまな国庫補助金の採択で優遇されます。
- 日本政策金融公庫の無利子融資等が活用できます。

(令和5年5月)

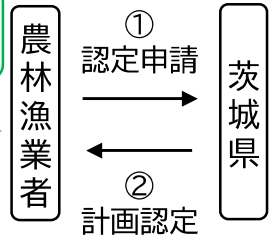
みどりの食料システム法の認定を受けてみませんか？

- 農林漁業者は、環境負荷の低減に取り組む5年間の事業計画を作成し、県知事の認定を受けることができます。

✓ 「環境負荷の低減」の取組例

- ・土づくり、化学肥料・化学農薬の使用低減
- ・燃油使用低減や水稻中干し期間延長等、温室効果ガスの排出削減
- ・バイオ炭の農地施用 ・農業用プラスチックの排出削減 など

個人申請・グループ申請
どちらも可能です



□ みどり認定を受けるメリット

メリット① 設備投資の際の所得税・法人税が優遇されます！

- 認定を受けた計画に従って**化学肥料・化学農薬の使用低減**に必要となる設備を導入した場合、通常の減価償却額に次の金額を上乗せして償却できます。
(機械など:取得価額×32%、建物など:取得価額×16%)

< 税制特例の対象機械 >



税制対象一覧
はこちら



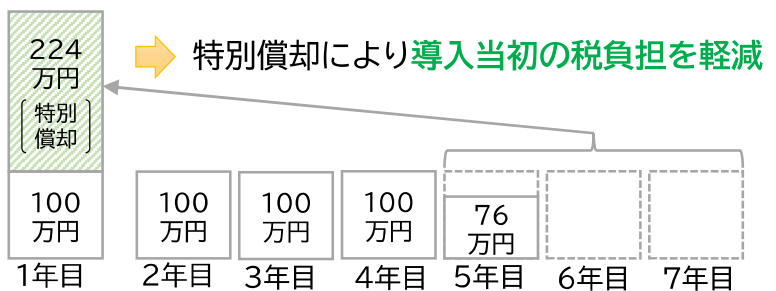
水田用除草機



堆肥散布機

特別償却のイメージ

700万円の機械(耐用年数7年)を導入した場合



✓ 計画申請と機械導入のタイミングに注意

計画認定前に機械等を取得してしまうと、税制の適用を受けられません。



メリット② さまざまな国や県の補助金の採択で優遇されます！

- 計画認定を受けると、各種補助事業で**採択審査のポイントが加算**されるなどのメリットがあります。

対象の国補事業: みどりの食料システム戦略推進交付金、強い農業づくり総合支援交付金、畜産経営体生産性向上対策、農地利用効率化等支援交付金 など



対象の国補事業
はこちら

この他、日本政策金融公庫の農業改良資金等の貸付けを受けられます。

○ 申請を希望される方は、まずは下記の連絡先までご相談ください。

※ 実施される事業によって連絡先が異なります。

- 耕種・最寄りの農業改良普及センターまで
- 畜産・最寄りの農林事務所畜産振興課まで
- 林業・最寄りの農林事務所林業振興課まで
- 漁業・本庁漁政課企画調整Gまで

各普及センターや農林事務所等の連絡先は県HPをご確認ください。



県HPはこちら